



このたび改正された「高知県食品総合衛生管理認証要綱」の変更点のうち、  
現在、**新基準(※)**による認証の経過措置期間中の事業者のみなさまに影響する部分を抜粋しました。

(※)新基準：令和3年4月1日以降の申請に適用。

### 要綱改正で何が変わったの？

## 1 新規申請・更新申請の受付終了(令和6年3月末日)

新規申請・更新申請の受付を、令和6年3月末日で終了します。

### ●新規申請

新たに認証を受けたい業種・製品は、**令和6年3月末日までに**申請し、同年9月末日までに認証を受けてください。

※認証の決定が令和6年4月1日以降となった場合、認証の期限は一律令和11年3月31日となります。

※令和6年10月1日以降は新たな認証の決定は行いません。



## 2 認証の変更届・廃止届に関する規定の改正(令和6年4月～)

これまで変更届を受け付けていた「認証製品の追加」や「認証されたHACCPに沿った衛生管理方法の変更(軽微なものを除く)」等については、改正要綱の施行後(令和6年4月1日以降)は変更届の対象となりません。

認証を受けた衛生管理の方法が変わった場合は、認証の廃止の対象となります。

なお、認証書の記載事項(施設の名称等)の変更については、変更届の提出により認証書を書き換えることが可能です。

### 【重要】経過措置期間適用中の事業者さまへの注意事項

これまでにお伝えしてきたとおり、新基準の対応のための経過措置期間は令和6年3月31日までとなっています。  
令和6年4月以降の認証維持を希望する場合は、経過措置期間終了までに新基準適合審査を完了する必要があります。

※審査を完了しないと見込まれる場合は、以下に示すいずれかの手続をとってください。

※認証の取得は、法令で義務づけられているものではありません。各事業者さまが任意で取り組まれるものです。

### ●期日までに対応が不可能と見込まれるが、令和6年4月以降も認証を取得したい場合

・令和6年3月末日までに改めて新規申請を行い、令和6年9月末日までに認証を受けてください。(上記1参照)

・申請の際は、認証基準を満たす取組(計画・実施・検証(振り返り))を行ったことを示す書類を整えたうえで、管轄の保健所(高知市内の施設は県庁薬務衛生課)へ申請してください。

・現在お持ちの認証については、令和6年3月末日までに、廃止届・認証書を管轄の保健所(高知市内の施設は県庁薬務衛生課)へ提出してください。

### ●期日までに対応が不可能で、認証の維持を希望しない場合

・令和6年3月末日までに、廃止届・認証書を管轄の保健所(高知市内の施設は県庁薬務衛生課)へ提出してください。

Q1 なぜ申請受付を終了するのですか？

A1 本制度は、8年間の継続した取組を通して、300施設以上を認証することができました。今後は、認証制度を通じて構築された衛生管理をベースとして、各施設の特徴に応じたさらなる取組の発展に繋げていただくため、申請受付を終了する運びとなりました。

Q2 現在持っている認証書の効力はいつまでですか？

A2 現在取得している認証は、認証書に記載されている認証の期限まで有効です。  
※令和3年4月以降に認証を更新した施設で、新基準に基づく審査が完了しておらず経過措置が適用されている場合、期日（令和6年3月31日）までに新基準適合の確認審査を完了する必要があります。

Q3 現在旧基準の認証を持っていますが、令和6年4月以降が期限です。この認証の更新申請はできないということですか？

A3 ①令和6年4月～5月が期限の場合、更新申請は可能です。  
②令和6年6月以降が期限の場合、更新申請の時期が令和6年4月以降となるため、申請を受け付けることができません。現在お持ちの認証は更新できませんが、別途令和6年3月までに新規の申請を行い、認証された場合は、令和11年3月末日までの認証を得ることが可能です。

Q4 認証を維持しない場合、法令違反とみなされるのですか？罰則などはありますか？

A4 現在は食品衛生法により「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されていますが、これは認証や承認の取得を義務づけるものではありません。そのため、認証を維持しないことへの罰則等はありません。

Q5 県版HACCP認証を得るために始めた取り組みは今後どうすればよいですか？

A5 認証の期限を迎えるまでは、自ら認証を辞退しない限りは認証施設として扱われますので、認証を受けた取組を継続し、定期的にルールや運用状況の見直し・改善を行ってください。  
なお、現在は食品衛生法により「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されており、県版HACCP認証よりも取組内容が簡単な手引書も作成されています。各施設において必要な取組を選択してください。  
※認証を受けた衛生管理の取組を行わなくなった場合には、認証を辞退いただく必要があります。

Q6 食品衛生法の「HACCPに沿った衛生管理」と県版HACCP認証の違いは何ですか？

A6 どちらも、HACCPの考え方に沿って取組を求めていることは共通しています。食品衛生法では「取組」を求めており、県版HACCP認証のような「認証取得」を求めてはいません。

A6 ①食品衛生法 HACCPに沿った衛生管理  
・法令で定められた基準に沿って、事業者自らが衛生管理計画をたてて取り組むもの。  
・原則全ての食品等事業者が対象。  
・小規模な事業者等の場合は、国が確認した業種別手引書を活用した取組も可能。  
・認証や承認を得ることは、要件となっていない。

②県版HACCP認証  
・高知県が独自に定めた認証基準を満たす取組を実施している事業者を認証するもの。  
・認証を希望する事業者が任意で取り組むもの。  
・認証基準は食品衛生法がベースであるが、法律で取得が義務づけられているものではない。

高知県薬務衛生課ホームページでは、さらに詳細な情報やQ&A等を掲載しています。

●令和6年度からの「高知県食品総合衛生管理認証制度」について  
URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/r6haccp.html>  
(右のQRコードからも閲覧できます)

